

伊予市役所 ☎982-1111 (代)

中山地域事務所 ☎967-1111 (代) 双海地域事務所 ☎986-1111 (代)

市の施設を管理するための
『指定管理者』を募集します

長寿介護課 (内線 544)

産業経済課 (内線 572)

中山地域事務所地域振興課 (内線 140)

市では、次の施設の管理運営について「指定管理者」を募集します。指定管理者の申請が複数出た場合は、審査を行い、最も適切な団体を選定します。

■指定管理者による管理運営を予定している施設

- ①伊予市老人福祉センター
- ②唐川ふれあいプラザ
- ③伊予市高齢者共同住居
- ④中山老人憩いの家
- ⑤上灘老人憩いの家
- ⑥伊予市老人デイサービスセンター「もものさく」
- ⑦伊予市なかやま交流促進センター「花の森ホテル」
- ⑧伊予市なかやまフーラーハウス
- ⑨伊予市なかやま野外音楽広場

■提出書類

- ・施設指定管理者指定申請書(市の所定の書式)
- ・法人にあっては、法人の登記簿謄本
- ・非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
- ・定款、規約等の書類又はこれら

に相当する書類

- ・申告書(市の所定の書式)
- ・国税、地方税の完納証明書又は納税義務がない旨の理由書
- ・管理を行う公の施設の事業計画書
- ・管理における収支計画書

■団体の経営状況等を説明する書類

- ・前事業年度の収支計算書又はこれらに相当する書類
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書
- ・団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- ・団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

■申込期間

12月1日(金)～27日(水)

■提出先・問い合わせ

- ①～⑥は、長寿介護課
- ⑦～⑨は、産業経済課又は中山地域事務所地域振興課へ。
- また、伊予市ホームページ <http://www.city.iyo.ehime.jp/> に詳細を掲載しています。

介護保険制度の住民説明会を開催します

長寿介護課 (内線 544・562)

介護保険制度の改正により、市では、平成19年4月1日から「自立支援」を促進するための新予防給付を始めます。サービスを開始するにあたり、次のような変更等についての住民説明会を開催します。

■地域包括支援センターの設置

高齢者の総合的な相談窓口の機能を果たし、介護サービス・福祉などさまざまなサービスを包括的・継続的に提供します。高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らしを送ることができるように支援します。

■要介護・要支援状態の判定区分の変更

現行の要支援は、要支援1となり、要介護1は一部の方が要支援2となります。要支援1・2の判定を受けた方には、地域包括支援センターで予防給付を提供していくこととなります。

要介護1～5の方は、今までどおり介護給付を

受けられます。

■サービス内容の見直し

サービスの内容が見直され、生活機能の維持・向上のための新しいサービス(予防給付)が始まります。

■説明会の日程

日 時	地 区	会 場
1月18日(木)	永 木	永木構造改善センター
1月19日(金)	野 中	野中構造改善センター
1月22日(月)	中 山	中山保健センター
1月23日(火)	佐礼谷	佐礼谷生活改善センター
1月25日(木)	上 灘	ふたみ基幹集落センター
1月26日(金)	下 灘	下灘コミュニティセンター
1月29日(月)	中 村	中村地区公民館
1月30日(火)	大 平	大平地区公民館
1月31日(水)	上 野	上野地区公民館
2月1日(木)	郡 中	伊予市市民会館

18時30分～

ごみ処理のマナー、守れていますか？

市民生活課（内線535）



不法投棄は犯罪です！

「不法投棄」とは、指定された場所以外に違法に物を捨てる行為です。心ない人たちによって不法投棄されたごみは、その回収に多くの費用（税金）と労力がかかっています。これくらいなら大丈夫…？と
思っている人、いませんか？

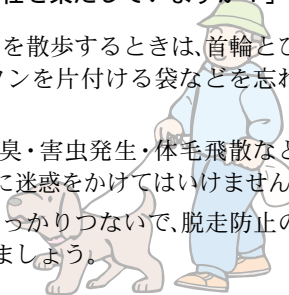
ごみの野焼きは禁止です！

野焼きは、大量の黒煙や臭いが発生し、周囲に大変な迷惑をかけるほか、燃やす廃棄物によっては、ダイオキシン発生の可能性もあります。このため、処理基準に従って行わない野焼きは法律で禁止されています。地面で焼却を行う場合のほか、ドラム缶での焼却、ブ

犬の飼い主の皆さんへ

「あなたは犬の飼い主として
責任を果たしていますか？」

- 道路・公園・海岸などを散歩するときは、首輪とひもをしっかりつけ、フンを片付ける袋などを忘れずに持参しましょう。
- 飼い主は、鳴き声・悪臭・害虫発生・体毛飛散などに気を配り、周辺の方に迷惑をかけてはいけません。
- 犬が逃げないように、しっかりつないで、脱走防止の対策も忘れずに行いましょう。



□ツク積み焼却や穴を掘ったところでの焼却も野焼きに該当します。
この法律に違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は併科に処されます。
※焼却禁止の例外
風俗慣習上の行事や農作業上やむを得ない場合、また、たき火、キャンプファイアなどは、禁止の対象から外れています。ただし、これらの場合もゴミを混入せず、風向きなど周囲に迷惑がかけられないよう十分注意しなければなりません。

家庭の燃えるごみは『指定ごみ袋』で！

10月から、本庁地区・双海地区では、家庭の「燃えるごみ」を対象とした『指定ごみ袋制度』が始まりました。

導入後、市民の皆さんのご理解とご協力により、適切な分別をしていただき、増加傾向にあった燃えるごみの量も、前年の10月と比べ約16%減少するなど、その成果が現れてきています。

しかし、一部のルールを守らない方により、指定ごみ袋で出していない場合があります。収集作業時に違反ごみとして残り、地元のごみ当番の方が大変困っている地

域もありますので、家庭の燃えるごみは、必ず指定袋で出してください。

なお、燃えるごみ以外の資源ごみや有害ごみ、燃えないその他ごみは、これまでどおり透明又は半透明の袋で出してください。また、ごみの出し方は燃えるごみの袋が変更になっただけで、分別方法は変わっていませんので、ごみ分別カレンダーを参考に、ルールを守ったごみの出し方をしましょう。

※事務所・商店などの事業活動に伴って生じるごみは収集しません。

年末年始のごみ収集

月	日	本庁地区	双海地区	中山地区
12	29(金)	通常収集	通常収集	通常収集
	30(土)	通常収集	通常収集	通常収集
	31(日)	休 み		
1	1(月)			
	2(火)			
	3(水)			
	4(木)	通常収集	全域収集	通常収集
	5(金)	通常収集	通常収集	通常収集

○通常収集については、該当する曜日によって収集する地域が異なりますので、ごみカレンダー等でご確認ください。

○し尿汲み取りは、12月29日から1月3日までお休みします。年末は込み合いますので、お早めの依頼をお願いします。

■問い合わせ

市民生活課（内線535）

中山地域事務所総合窓口課（☎967-1111）

双海地域事務所総合窓口課（☎986-1111）

製造事業所の皆さんへ
工業統計調査にご協力を！

「平成18年工業統計調査」を12月31日現在で実施します。調査の実施にあたっては、12月から平成19年1月にかけて調査員が事業所にお伺いしますのでご協力ください。

なお、調査票に記入していたいただいた内容は、統計法に基づき秘密を厳守しますので正確なご記入をお願いします。

また、調査員は愛媛県知事から任命された地方公務員で、知事が交付した「調査員証」を必ず身につけていますのでご確認ください。

■問い合わせ

企画財務課(内線588)

- 登録要件**
- ①伊予市に住所を有する方
 - ②年齢20歳以上の方(昭和62年4月1日以前に生まれた方)
 - ③10アール以上の農地で耕作の業務を営む方
 - ④③の耕作を営む方の同居親族又は配偶者で年間60日以上耕作に従事している方
- ※農地を10アール以上所有しているも、貸付等により実際に10アール以下

登録要件に該当しているのに、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書がない場合は、地区農業委員又は農業委員会事務局までご連絡ください。

上の耕作面積がない方は、名簿登録者に該当しません。

①④の要件を満たす方は、平成19年1月1日現在の状況を1月10日(水)までに農業委員会に必ず申請してください。(なお、前年に実績があり、現在名簿に登録されている方には、12月上旬から各地区の農業委員を通じて、申請書を配布しますので、引き続き該当する方も耕作面積等、必要事項を記入して、農業委員会に提出してください。)

**農業委員会委員選挙人名簿
登録申請書の提出をお忘れなく！**

農業委員会(内線577)

12月議会
傍聴してみませんか！

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

12月市議会定例会の日程

月	日	内 容
12	7(木)	本会議 ①決算審査特別委員長報告(質疑・討論・表決) ②議案上程、提案理由の説明
	11(月)	“ ①議案質疑、委員会付託 ②陳情委員会付託
	14(木)	“ 一般質問
	15(金)	“ “
	18(月)	委員会 各常任委員会
	19(火)	“ “
	20(水)	“ “
	26(火)	本会議 ①委員長報告(質疑・討論・表決) ②その他(閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)へ。

市では、県からの依頼により、山間部などテレビ放送を受信しにくい難視聴区域に設置されている「辺地共同受信施設」の現況を調査しています。これは、地上デジタル放送の受信対策のための基礎調査となります。

現在、市が把握している辺地共同受信施設については、既に施設代表者へ調査票を郵送していますが、共同受信施設を管理している

市では、県からの依頼により、山間部などテレビ放送を受信しにくい難視聴区域に設置されている「辺地共同受信施設」の現況を調査しています。これは、地上デジタル放送の受信対策のための基礎調査となります。

※今回の調査では、平野部におけるビル陰受信対策用の都市型共同受信施設や、集合住宅、宅造団地の共同受信施設は除きます。

**「地上デジタル放送」受信対策のための
辺地共同受信施設現況調査を実施しています**

企画財務課(内線588)

国民年金は世代と世代の支え合い制度！

保険年金課（内線547）

国民年金制度は、若い世代が納める保険料が、今のお年寄りの生活を支え、若い世代が年老いたときには、次の世代の人たちが納める保険料によって支えられる国民全体の支え合いの制度です。

国民年金の給付には、将来、年を取ったときの生活の支えとなる「老齢基礎年金」(※1)があります。が、実はそれだけではありません。万一のけがや病気などが原因で、障害者になったときに支払われる「障害基礎年金」(※2)や、亡くなられたときに支払われる「遺族基礎年金」(※3)などがあります。

(※1)原則として、保険料を納めた期間と免除された期間などを合わせて25年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。納めた保険料によって、受け取る年金額が変わります。

(※2)原則として、国民年金加入中に初診日がある病気・けがで障害者になったときに支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

(※3)国民年金に加入している方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方などが亡くなったときに、その方の子のある妻又は子に支給されます。ただし、保険料納付についての条件があります。

年金受給者の皆さんへ『現況届』の提出が原則不要となります

年金受給者の皆さんから、毎年誕生日に現況届を提出していただいていたのですが、12月生まれの方から原則として現況届の提出が不要となりました。

しかし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です。

○社会保険事務所で保有している本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が一致しない方(別途、案内の通知が送付されます)

○加給年金を受けられている方で、生計維持確認届の提出が必要なる方(別途、生計維持確認届が送付されます)

○障害年金を受給している方

・所得状況の確認が必要な方は、従来どおり現況届の提出が必要です。

・障害の程度について確認が必要な方は、社会保険庁から送付される診断書が必要です。

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
12	2(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	3(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	9(土)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487
	10(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244
	16(土)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	17(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	23(土)	豊田設備	下吾川 982-6867
	24(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	29(金)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	30(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	31(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
1	1(月)	K・シマダ	下吾川 983-6553
	2(火)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	3(水)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
(有)田中興業 ☎967-1317
(株)中山建設 ☎967-1035
(有)栄電機設備 ☎967-1318
双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(10月末日現在)

	10月	累計	前年比
発 生	14件	194件	-33件
死 者	0人	3人	- 5人
傷 者	14人	249人	-39人

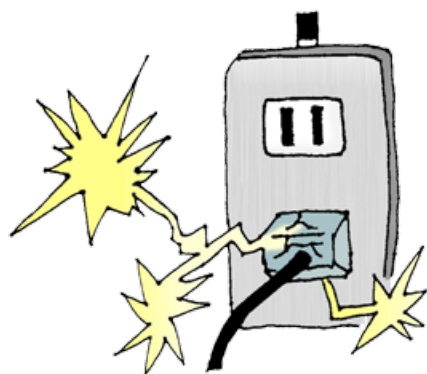
シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(10月末日現在)

	10月	累 計	前 年 比
侵 入 盗	49件	105件	+34件
自 動 車 盗	0件	4件	- 2件
オートバイ盗	0件	7件	-17件
自 転 車 盗	4件	46件	-44件
車上ねらい	2件	34件	- 8件

安全は 一人ひとりの 意識から
安心は 人のつながり 地域から



皆さんのご家庭では、テレビや冷蔵庫・エアコンなどの電化製品のプラグをコンセントに差し込んだままの状態でも長期使用していませんか？
これらの電化製品は、普段あまり手が届かず、長い間プラグを差し込んだままの状態になりがちです。そのため、プラグの周りに綿ぼこりや湿気が付着し、その「ぼこり」などを介してプラグの両刃に火花が発生することがあります。これが繰り返されることにより、プラグ周りの樹脂部分が炭化し電気が流れるようになります。これを「トラッキング現象」といい、最終的には、左イラストのように発熱し火災になることがあります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『トラッキング現象』に注意！

伊予消防署 ☎ 982-0657

■伊予市管内の火災と救急出場件数（10月末日現在）

種別	10月分			累計（1月から）		
火災 件数	本庁	0	0	本庁	10	14
	中山	0		中山	3	
	双海	0		双海	1	
救急出場 件数	本庁	107	143	本庁	1,120	1,508
	中山	17		中山	168	
	双海	19		双海	220	

火災・救急 → 119	
火災 救急病院	案内 982-5959

電気は目に見えないため、取り扱いや維持管理があるそかになりがちです。十分注意してください。
ご家庭では、定期的に電気器具の点検や清掃をすることも大切です。年末の大掃除の機会などにプラグを抜いて掃除機でゴミを吸い取ったり、乾いた布でふき取ってください。普段からの心がけが火災防止につながります。



郡中小学校の3年生が写生大会に来署しました。先生も防火服を着てモデルになっていました。



「いよし健康まつり」での消防コーナーでは、防火相談や心肺蘇生法・はしご車の試乗などが行われました。



伊予・港南中学校の2年生が「職場体験学習」に来署。救急法・放水訓練・はしご車試乗・濃煙内救出訓練など、真剣に取り組んでいました。